

◆公的機関を名乗った「給付金手数料」の振り込め詐欺にはご注意ください。

他市において今月初めに「市職員を装い、『給付金があるので銀行に行ってほしい』『受け取るためにATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）を操作して』等と言って、現金（約50万円）を詐取される被害があった」と発表されました。

厚生労働省（ホームページ）によると「『臨時福祉給付金（簡素な給付措置）』『子育て世帯臨時特例給付金』が支給されることが決まっておりますが、申請を受け付ける段階ではありません。具体的な申請方法など決まり次第、広報いたします。」としています。

公的機関がATMの操作をお願いして、給付金を支給する手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

また、世帯構成や銀行口座の番号等の個人情報に照会することはありませんので、もしこのような公的機関を名乗った電話がかかってきたり、郵便物が届いたら、お住まいの警察署もしくは警察相談専用電話（#9110）に連絡してください。



◆不審な封筒は開けないこと！

「『青色の封筒が届いていないか』と電話が執拗にかかってくる。」という相談が入りました（70代 女性）。



この相談者の場合、「届いていない」と返事をしていたが「居住地域で500名が選ばれている。封筒をもらった人は放置できない。」と言われたとのこと。「なぜ届くのか」と聞いても明確な回答がなく不審に思い、消費者センターに相談したそうです。

このような手口は、非常に増えています。「届いた」と返事をしたことで、別の会社から「その権利を譲ってほしい」と電話があり、劇場型詐欺に発展する可能性があります。

おかしいと思ったら、一人で悩まず、大阪市消費者センターまでご連絡ください。

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

●消費生活相談専用電話：6614-0999

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

◇メール相談：大阪市消費者センターホームページから「[メール相談](#)」にアクセス

◇面談：大阪市消費者センター（※予約不要）

その他の面談場所（※要予約 6614-0999）

- ・天王寺サービスカウンター
- ・市民相談室(市役所1階)
- ・クレオ大阪各館

[子育て活動支援館・西部館・南部館・東部館・中央館]

